

滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要第四十九号（二〇一六年三月）抜刷

近世菅浦村に残る膳所藩の定書

宇佐美 英 機

【研究ノート】

近世菅浦村に残る膳所藩の定書

宇佐美 英 機

はじめに

おそらく日本で最も分析・叙述対象となっている村が菅浦であろうことは、当村に關説した文献が七〇〇点余に及ぶ^{〔1〕}ということから、推測できるとは、それらの文献調査は主に学術論文や研究書、あるいは展示図録に至るまでを網羅しているが、随筆・紀行文・新聞などに記されたものを数えたとすれば、膨大な量になるであろう。

とりわけ学術的な文献に限るならば、分析対象とされている時期はほとんどが中世期における菅浦だといっても過言ではない。惣村・郷村の成立やその内部構造、あるいは自治・検断権などの様相を解明すべく、文献史学や民俗学、あるいは建築、社会学に携わる研究者を魅了してやまなかったことは、ことあらためて記すまでもないことである。そして、この背景には、重要文化財に指定されている「菅浦文書」の原本・影写本、あるいは活字史料集の存在があることも疑いないことであろう。しかし、これらの「菅浦文書」が中世期の文書であることもあつてか、近世・近現代期の菅浦に論及している文献となると、十指に満たない状況にある^{〔2〕}。

また、近世期において菅浦村は膳所藩領に属していたが、膳所領の村々

は大津城下町近辺だけに集中していたわけではなく、湖西の高島郡の一部と菅浦村が支配下にあった。湖北に位置している菅浦村は、それゆえ膳所領にとって辺邑の一つに過ぎなくなったのか、ほとんど史料上に記されることなく消えてしまう。また、自治体史という制限はあるものの、膳所藩の支配の様相を最も明らかにしている『新修大津市史』においても、菅浦村が記されることはない。

このように近世期の菅浦村の実態はいまだほとんど解明されておらず、中世期を対象とする研究の隆盛さに比すれば、寒心に堪えない思いを禁じ得ない。中世期から近世期にどのような歴史が連続し、何が断絶したのか、それらはどのような要因によるのか、現時点ではまったく言っていないほどに不明なのである。

本稿は、右のような菅浦研究の現状に鑑み、近世期の菅浦村に保管された史料のうち、膳所藩の村方支配の基本法とされたと思われる「定」を翻刻し、その変化を検討しようとするものである。近世期に藩庁から「定」が数回発布されたことは、すでに『新修大津市史』などで指摘されているが、その本文については要旨が指摘されているだけであり、全ての条文は知られていないことから、今後の膳所藩の村方支配の政策基調、ひいては近世期の菅浦村の実態解明においても基本的な史料となるものと考えている。

「定」の伝来状況

膳所藩において、「定」――以下では定書と記す――は、第八代膳所城主本田俊次の襲封直後の慶安四年（一六五二）五月三日付けで発布されて

いる。この法令は、「膳所領の領民統治に関する基本法典として、以後ながく本田氏の治政のなかで引き継がれていったもの」とされている。全二九条からなるこの法令は、(一) 公儀法令の順守、(二) 治政および役人に関する条項、(三) 村落内における領民生活規制の条項、と大きく三つに分けられる内容であった⁴⁾。また、承応二年(一六五三)九月十四日付けで同文のものが発布されたことは確かであり、その定書は伝来している。

菅浦村には慶安四年の年紀が記された定書は見当たらないが、代官であつた菅浦家に伝わる後欠の史料が存在する⁶⁾。この史料は冒頭に「定」と記され「菅浦村」に宛てて出されたことは明らかである。そして、一八条目の途中まで記され、後欠となっている。

それらの条文を承応二年九月十四日付けで発布された定書と比較すると、変体仮名や漢字の一部は異なるものの、内容は同一であることがわかる。それゆえ、右の後欠の史料は、恐らく慶安四年令の前半部であると判断して良いだろう。現在の膳所領研究においても、慶安四年令の全文は翻刻されていないことに鑑み、それと同文であつたと思われる承応二年令を掲げると、次のようであつた。

定

菅浦村

庄屋百姓共

一 公儀之御法度不寄何事聊相背申間敷候、吉利支丹別而御法度之事候間、宗旨之者候ハ、所之者ハ不及申、他所今吉利支丹之宗旨參候共、於注進申者褒美を出し可申候
一 郷中二知ぬ牢人其外不見届者於有之ハ早々可申事

一 男女之売買、百姓走せ申ましく候、乍然所に男女多候て、年季なとに奉公させ候者、代官ニ断を申、郡奉行今不苦との切手を取可出事

一 諸奉公人百姓に対しむさと申掛仕候者、其村に留置注進可申候、膳所之者ニ面を見知候か、名を存候者不及留置、追而可申候、但仕過致候ニおいてハ、縦膳所之者たりといふ共留置注進可申事
一 夫錢之事可為不入、乍然御陣又他国へ上使被 仰付候時ハ、百石ニ付一疋壹人召つれ可申事

一 郷中普請之儀、百姓に奉公人をくわへ、其郷人すくな二候ハ、隣郷へも可申付候、夫割之儀ハ代官郡奉行連判ニてふれ候へと申付候間、其旨を相まもり地下今出し候人馬の割など田地之高に懸りろくく、に割可申候、依怙会積於致候者庄屋肝煎之者可為越度事、惣別地下中の割など折々改可申候間、むさと仕ましき事

一 郷中不寄何知行之ために能普請、例年定候普請ハ不及申新法ニ成共仕所於有之者、霜月極月之内ニ郡奉行代官へ書付を以可申渡候、正月二月三月此三ヶ月百姓之隙候間、新法ニ申付候所も破損普請も此三ヶ月之内に仕廻候ハん間、扱申事候、尤早速致可然普請ハ時分を不考、早々注進可申候、於遅ク候ハ百姓之可為曲事候、知行之普請今外ハ百姓つかひ申ましく候事

一 郷中今不寄竹木升物之外、膳所へ郷つきニ成共於届候ハ、公儀今御定のことく道の法を積り人馬の駄賃相渡し可申事、我々此通二候上ハ諸家中の者も猶以一疋一人つかひ申事無用ニ申付候間、其通相心得可申候、相對ニて駄賃の取引於致候ハ各別之事候、若駄賃出し候わすハ此方へ可申候、駄ちん取不申候ヲ取候と空言於申

ハ、百姓を十日籠舎可申付事

一何事ニても用等申付遣し候奉行者、不法度成儀候者、其様子目安を以可申事

一奉行代官郷中ニ泊候共、百姓振舞候事一切無用ニ候、此方分弁当を持せ候か、無左ハ米を買候筈ニ申付候間、聊かまい申ましく候、菓子以下迄も出し申ましく候、水外ハ百姓の恩^(カ)ニ成候事無用と申付候、於泊候ハ海道なミに主人拾式文下人八文つ、木賃を取可申候

一郡奉行代官手代之者、其外諸奉公人於郷中押買押売并女房狂於仕候ハ、目安を以注進可申事

一正月之礼五節句之礼ニ鳥目之儀ハ不及申、菓子以下迄も令停止候、右之通之上ハ膳所へ参候事も無用ニ候

一奉行代官其外郷中へ携候者へ之所へ礼儀礼物之儀ハ不及申、菓子以下迄も出し申ましく候、前々分の近付たりと云共、郷中へ携候者ニ候ハ、右之可為御渡事

一法度之山林伐採申ましく候、たとひ同類たりといふ共、於訴人仕候ハ其科を免し、ほうひを出し可申事

一郷中之賑、風を防候ためにも能候間、田地ニ難成所ニハ合壁に竹木を植可申候、其身の破損普請ニハ庄屋へ断を申遣可致候、商売并親子兄弟之仁たりと云共、音信ニ遣候事一本も無用ニ候、郷中の竹を切取候へハ郷中荒候間、此方へも一本も切取申ましく候、乍然郷中の川せき以下ニ遣候先洲之事ニハ各別ニ候、扱又竹殊之外繁り間をすかし申度候者、庄屋ニ断を申、所々間を切、同百姓に売、其身の助成ニ可仕候、筈ハ畠之内へ出候ハぬき取可致候、

藪之内へはゑ候ハ抜取候を見出し候ハ、急度可申付候、此段庄屋堅可申渡候、畠へ出候共音信などニ致候を聞出し候ハ、過料を可申付候

一屋敷之柑類柿梨之様成物令赦^(カ)免候

一百姓致一味訴訟仕ましく候、若申上度事候ハ、当人斗出し可申事

一地下割庄屋一人にて仕間敷候、小百姓迄寄、水帳を出し、少も依怙なきやうに可致候、并田地隠置申ましく候、毎年田畠切起候者可申上候、或ハ二年、或ハ三年百姓に出し置、以来ハ毛付に心し所務可申付事

一領分之百姓之娘他領へ縁辺ニ遣し申間敷候、他領分此方へよめニ取候事ハ不苦候、

付、領分之者他領へ入む可致候事可為曲事、他領分此方へ入むこハ不苦候、乍然無余儀縁辺くミにおいてハ、此方へ断を可申事

一田畠少もあらし申間敷候、若荒候者其村之庄屋五人組相談致、仕付候様ニ可仕候、荒候者庄屋可為曲事

一田畠成ほと念を入、庄屋肝煎郷中へ前方く、に幾度も触、無油断様ニ可申渡候、耕作ニ草をはやし無沙汰ニ致候百姓於有之ハ、十日つ、箆者可申付事

一何事ニても申上度事候ハ、直々目安を以可申上候、但在江戸之内か其外留守之時ハ、おとな分へ可申候、むさとつ、かざる事を申候共、何ケ度目安差上候共承引申ましく候付、客など之時分ハ目安差上候事無用ニ候、併急成事候ハ、不苦事

一 升物金銀直藏奉行ニ渡し可申候、若代官に渡し、たとひ切手を取候共請取不申候由申候者、百姓之可為損事

一年貢金銀ニて成共相済し可申候、直段之儀其年之可為相場次第事、

付、大豆ひゑ其年之相場之米に差つき可申事

一年貢米皆済無之以前、借錢借米他所へ出し候ハ、聞出候次第、領分ニ候ハ、済し候者請取候者両方過料を取可申候

一 百姓共奉公人ニ対し慮外仕間敷候、惣別侍の作法ニ一言ニて一命を捨候、自面をかき堪忍候へとハ不申付候間、慮外仕ましく候

一 立毛見立ニ遣し候者ニ組ニて二通ニ免をおろし、高下を改中分ニ

可申付候、免相之高下無之ニむさと訴詔申間敷候、自然目違も在之事候間、過分ニ違候者訴詔可申候、於訴詔申候ハ、春法可申付候間、其通ニ相心得可申事

一 惣様百姓共五人組ニ申付候間、其通ニ可仕候、其組中ニ不見届者於有之ハ庄屋ニ断を可申候、庄屋致裁判、此方へ申程之事候ハ、可申上候、不苦事候ハ、余之組とくミ直し可然候、悪人を隠置候ハ、庄屋組中之者可為越度候

一 喧嘩口論停止候上、若相背仕過を致候を走かし候ハ、其村之五人組庄屋ニ掛可申候、并はくちはうひき諸勝負仕間敷候、若仕候者有之を此方へ不申候者、庄屋五人組へ過料を申付候か、事ニ分筆者可申付事

右之条々於相背者、其科に応し急度可申付者也

承応貳年

巳 九月十四日(黒印)

右の定書は膳所領の在方支配にかかる基本法令となつたことは、この後にも同一内容の条文をともなう定書が發布されたことから明らかである。それゆゑ、菅浦村もまた、この政策基調に沿つた規制を受けたと考えられる。しかし、たとえば第一六条で屋敷で植栽することが許されている果物類に柑類が挙げられている。現在においても菅浦では蜜柑が植えられており、北限の栽培地とみなされていることや、中期においても海津西浜惣中へ音物として「柑子之籠」が贈られていることなどを考慮するならば、あるいは柑橘類の植え付けが許容されているのは、当村が意識されたことであつたかも知れない。

また、第二三条について『新修大津市史 第三卷』では、第三条とするが、これは誤植であろう―同書では「弁物(年貢米)金銀直ニ蔵奉行ニ渡し申すべく候(下略)」としている(三二八頁)。これらの記述は慶安四年令をもとに叙述されており、菅浦村には当年令の全文が残されていないため確認をとれないが、前掲の承応二年令やこの後の定書の条文から判断すると、「弁物」は「升物」の誤読ではないかと思われる。「升物」とは穀類一般を示すことから、「年貢米」だけとは限らなかつたのではないだろうか。少なくとも第二五条で「年貢米」と記していることを勘案するならば、麦・粟・稗などの産物も意識した表記ではないだろうか。

それはともあれ、この定書からも分かるように膳所領の村方支配は、郡奉行と代官が職制として存在していた。『新修大津市史 第三卷』によれば、郡奉行は領主本多家の農村支配をとりしきつた役職であるが、代官は郷土的な身分で他領の大庄屋的なものに相当するとある(三二八頁)。菅浦村において代官を務めたのは菅浦家であるが、当家はもともと

と「島津」姓であったものの、文化六年（一八〇九）に領主本多康禎に薩摩島津家から輿入れがあったことから改姓したとされる。⁹⁾ 島津家は中期には東村の乙名層であったという由緒をもつが、膳所領になった時点から代官を務めたかどうかを明示する史料は残されていない。当家が代官に就任していることが明らかとなる最も古い年紀は寛文元年（一六六一）七月二十三日付けの切支丹宗門法度請書写¹⁰⁾である。ただ、この請書の奥書には、「御代官 新次郎」が署名していると同時に「庄屋 新次郎」が「肝煎 左近次郎・弥源次」とともに連署している。御代官である新次郎は、同時に庄屋新次郎でもあったと考えられる。代官として奥書に記している文言には、「右之御法度之通堅申渡候」とあり、明らかに領内に発布され村方に渡された書付を申し渡す役割を担っていたことがわかる。それゆえ、菅浦家は、代官職を勤めるとともに、時には庄屋役を兼ねる時もあった。しかし、それは例外的なことだと考えるべきだろうが、この後にも元禄二年（一六八九）初頭に「庄や 新二郎（新次郎）」と記す史料も残されている。¹¹⁾

ところで、膳所領で発布された定書と現在、菅浦区に伝来しているものを一覧表にすると次の通りである。

表 1 膳所領の定書

	年月日	西暦	原題	条数	宛先	当主	備考	出典
1	慶安4. 5. 3	1651	定	29	菅浦村	本多俊次	18条目前半まで。後欠	菅浦家近世20
2	承応2. 9. 14	1653	定	29	菅浦村庄屋百姓共	同上		菅浦共有917
3	寛文8. 7. 3	1668	定	29		本多康将	前欠。10条分欠	菅浦家近世2
4	正徳5. 5.	1715	定	34		本多康命	10条分のみ。後欠	菅浦家近世322の可能性大
5	元文3. 1. 5	1738	定	40	浅井郡菅浦村	本多康敏		菅浦家近世10
6	延享5. 6. 1	1748	定	41		本多康桓	以後同文	伝来せず
7	宝暦4. 5. 1	1755	定	41	浅井郡菅浦村	同上		菅浦家近世11
8	明和4. 11. 1	1767	定	41	浅井郡菅浦村	本多康伴		菅浦家近世12
9	安永7. 8. 15	1778	定	41	浅井郡菅浦村	本多康匡		菅浦家近世14
10	天明6. 8. 5	1786	定	41	前欠 浅井郡菅浦村	本多康完		菅浦家近世324 菅浦共有19
11	文化5. 6. 28	1808	定	41	浅井郡菅浦村	本多康禎		菅浦家近世16
12	弘化4. 8. 28	1847	定	41	浅井郡菅浦村	本多康融		菅浦家近世17
13	安政3. 9. 27	1856	定	41	浅井郡菅浦村	本多康穰		菅浦家近世18

出典：「菅浦共有文書」「菅浦家文書（近世分）」『新修大津市史』第3、第4巻

膳所領内に発布された定書は、少なくとも一四通はあったと思われる。条文数は当初は二九条であったが、正徳五年令で三四条、元文三年令で四〇条となり、延享五年令で一か条増え、その後は同条文・条数のものが発布されたようである。本多俊次と康桓はそれぞれ二回の定書を発布しているが、その他の歴代当主は襲封中に一度だけ発布したものとされる。これら一四通の定書のうち延享五年令だけは、菅浦には見当たらない。

また、伝来の状態に目を向けると、そのほとんどは菅浦家に伝来していることが明らかであろう。菅浦共有文書として伝来したものは、おそらく菅浦村庄屋の交代とともに引継文書として村方に残されたものではないだろう。ただ、天明六年（一七八六）年令のみが菅浦家と菅浦村と双方に残されている。菅浦家のものは年月日も領主の黒印も据えられているが前欠である一方、共有文書として伝来している定書は全条数が認められているものの、これは写しである。これらのことは、膳所藩が発布した定書を代官である菅浦家が受け取り、これを村方に示すとともに村方で写しを作成されたと考えられる。とはいえ、すべての年次の定書が共有文書に残されていないことから推して、菅浦家が示した定書正文は、必ずしもすべて写し書きが作成されるわけではなかったのだろう。

さて、膳所藩が発布した定書の条文数は、次第に増加している。承応二年令以降、どのような条文が付け加えられたのかについては、簡略に『新修大津市史』第四巻で触れられており（五九〜六〇頁）、ここではとくに論述することを省略したい¹³。また、具体的にそれらの条文言を確かめることが不可能なものも、その理由の一つである。いまだ、これら

の全条文を翻刻している文献はないのである。菅浦家文書に存在する史料が正徳五年令だと推測しているが、この史料は一〇条のみ確認できるが、後欠のものである。しかし、前掲の承応二年令のように「定」として「浅井郡 菅浦村」に宛てた書式である。宛先の書式が「菅浦村 庄屋百姓共」ではなく「浅井郡 菅浦村」であったかどうかは判明しないが、料紙には継目に黒印が捺されており、代官菅浦家に下された他の年次の正文と同一である。また、一〇条分を欠く寛文八年令の史料とは、紙質が異なり条文言も接続しない。それらの特徴は、同じく前欠史料である天明六年令の一部ともみなしがたい。このことから、正徳五年令で加筆された条文は、菅浦においては承応二年令と元文三年令で比較確認するより術がないのである。そこで、この元文三年令を次に掲げておく。

定

浅井郡

菅浦村

一 公儀之御法度常々申渡候通、聊茂相背間敷候、就中切支丹宗門之儀、毎年雖改之弥以無油断心懸、若不審成者於有之ハ早々此方江可申出候、惣而不見届者并浪人等差置候儀者不及申、一宿も致させ申間敷候、然共親類縁者無摠子細有之ハ、代官江断を申、四五日之逗留ハ不苦候、永指置申候ハ、郡代共江相断可任指図事
 一 夫錢之事令免許之、雖然御陣又者御用被 仰付候時ハ、高百石二付人夫屯人、夫馬屯疋召連可申事
 一 年貢取納之儀、兼々申付候通聊油断不可有之、収納遅々仕儀者平生之奢ニ而令困窮敷、或耕作に懈怠仕故なるへし、急度令糺明曲

事可申付事

一年貢皆済無之已前に私之借錢借米少も出し申間敷事

一年貢之米こしらへ念を入可申候、無沙汰に致候者於有之ハ曲事可申付事

一法度之山林伐採申間鋪候、若違犯之輩有之節、縦雖為同類訴人に於罷出ハ、其科令赦免、随其趣褒美可出之事

一百姓屋鋪之かう類令赦免之事

一惣して及公事沙汰之儀、其本人非道を於申出ハ、定法之通罪科勿論之儀、本人之不催儀を外より取持公事沙汰に仕なす輩、或賄賂を取事を工ミ、又ハ家中之所縁をたのミ、非儀を道理ニ仕なし、上をかすめんとするの輩有之ハ、急度令穿鑿重科に可申付事

一隠田之輩於有之ハ罪科可申付事

一田畑少茂荒し申間敷候、若荒シ候ハ、其村之庄屋五人組致相談、仕付候様ニ可仕候、荒し候者ハ勿論庄屋をも曲事可申付事

一耕作随分念を入、庄屋肝煎村中江前方ニ幾度も触、無油断様ニ可申渡候、田畑ニ草をはやし無沙汰ニ致候百姓於有之ハ、曲事ニ可申付事

一新田畑開発いたすへき地有之候ハ、見立候而郡代まで相断発可申候、三年ハ作り取たるへく候、三年過候ハ、立毛ニ随ひ年貢可申付事

一荒場可切起所有之候ハ、郡代迄可相断候、切起候而二年或三年年貢令赦免、其後毛付ニ応シ年貢可申付事

一百姓子共多ク持候者、惣領之外次男三男迄も田畑分讓候へ者、末々水吞百姓ニ罷成可申候間、無用可仕候、但外之田畑を調候而讓候

近世菅浦村に残る膳所藩の定書

儀ハ可為各別事

一田地質物ニ入金銀借請候節并子共江田畑ゆつり候節ハ、其村之庄屋肝煎組頭等吟味致、檢地帳面ニ引合、斗代の儀書違申間敷事

一男女売買之儀かたく令停止之、兼而申渡通、他所江之養子縁付年季奉公之儀ハ不及申、半季奉公たりといふとも遣シ申間敷候、若無抛子細有之遣し申度事有之候ハ、郡代江相断指図次第可致事
一地下割之儀、庄屋斗ニ而仕間敷候、小百姓まで寄合無依怙様ニ可仕事

一公事訴訟之時分、役人共立合令吟味事を済候上に、外々役人之方江訴訟致間敷候、然共役人非儀之事於有之ハ、大目付まで可申達候、無故儀を於申出ハ可為重科事

一公事訴訟之刻、大勢かたまり於令騒動ハ、徒党之科のかるへからす、新儀を企、徒党を結び誓約をなすの儀ハ、兼而公儀之御制禁也、能々可相慎事

一公事之刻、一方に二三人ニ庄屋肝煎相加膳所江可罷越候、訴訟之節ハ猶以、右之人数に不可過、大勢罷越候者第一村之人用多、且ハ面々も可令迷惑候、惣而大方之出入ハ代官庄屋肝煎取喫にて事済候得者、村之ため其もの共のためにも能候、乍然郡代共方江不罷出候而不叶時者、右定之通之人数ニ而可罷出、膳所宿々までも大勢罷越候ハ、曲事ニ可申付候、然とも人多參候ハて不叶儀も候ハ、郡代共に其趣を申断可致指図次第事

一郷方にたつさハリ候一切之役人依怙最賈在之歟、無作法成儀於有之ハ早速訴之可申候事

用ニ可致候、兼而定置候通仕出しニいたし可申候、但香物ともに可為一汁二菜、尤酒ハ出シ申間敷事

一郷中江たつさハり候役人江ハ勿論、惣而家中江之音物等堅令停止之候、尤妻子等之方江も可為無用事

一百姓共奉公人に対し少も慮外仕間敷事

一道橋於破損ハ早々注進可申候、少之儀ハ不及注進、如前々修理可仕事

一往還之旅人惣別町中ニ而物いひ仕候におゐてハ、早々出会無事ニ濟し候様ニ可仕候、自然手負死人など之儀ニ候ハ、兩方共ニ留置、此方江注進可申事

一諸奉公人百姓ニ対しむさと申懸仕候ハ、其村ニ留置注進可申候、膳所之者にて面を見知候か、名を存候ハ、不及留置、追而可申候、但理不尽之致方於有之ハ、膳所之ものたりといふ共留置注進可申事

一郷中普請之節、其郷ニ人少ク候ハ、隣郷江夫割之儀郡代より可申遣候間、人夫之割ろくくニ可致候、若庄屋肝煎於致依怙ハ可為由事、惣而地下割折々改、紛敷義仕間敷事

一郷中例年定候普請ハ不及申、たとひ新法ニなり共田地之為に能普請仕度所於有之ハ、霜月極月之内ニ郡代迄書付を以可申出候、正月二月三月此三ヶ月ハ百姓耕作之隙候間、普請可申付候、尤早速致可然普請ハ時分を不考、早々注進可申候、遅ク候におゐてハ百姓之可為越度事

一郡代并郷方之役人、其外諸奉公人於郷中押買押売并不行義等於有之ハ、目安を以可申出事

一年頭之礼、如恒例正月六日、代官庄屋并勤来候者共可罷出候、平日無用之勤仕間敷事

一郷中之賑ひ風を防候為ニも能候間、田畑ニ難成所ニハ合壁ニ竹木を栽可申候、其身之家普請破損等ニ遣候節ハ、郡代迄相願可申候、

商売并音信等ニ遣候儀ハ一切可為無用候、城普請ニ入用之節ハ奉行を遣し切取可申候、枝葉ハ其屋敷主江遣シ可申候、筈ハ畑之中江出候分ハ拔取、藪之中之分ハ取申間敷候、且其外田地之廻りニ栽植候竹木、是又可為同然事

一穀物者蔵奉行江渡、金銀錢ハ大金蔵江前々之通相納、代官庄屋前ニ滞無之様ニ可仕事

一年貢米之儀、百姓前々取立、其村之溜蔵ニ入置候義有之節ハ、昼夜共ニ番を附置、火の元等別而念を入可申候、尤数日溜蔵ニ入置不申相納候様ニ可致事

一年貢米浜出し船積等之儀、随分念を入可申候、船宿ニ数日差置不申候様ニ吟味可致事

一物様百姓共五人組に申付候間、其通ニ可仕候、其組中ニ不見届もの於有之ハ、庄屋ニ断可申候、庄屋致裁判、此方江申程之事ニ候ハ、可申出候、不苦事ニ候ハ、外之組と組直し可然候、悪人を隠置候ハ、庄屋組中之ものも可為越度事

一喧嘩口論停止之上、若相背人を殺候か、或疵を付候ものを取逃し候ハ、其村之庄屋五人組ニか、り可申事

一博奕遊女之類、兼而申渡候通、弥以堅令停止之事

一火之元之儀、無油断弥念を入可申事

一殺生之事、獵師之外一切令停止之、他所之者ハ勿論家中之者迄も

領分ニ而鉄炮打候儀、是又停止候、若誤而人を打候義有之候ハ、所ニ留置注進可申候、但往還筋通鷹等ハ制外之事
右条々、前代より之趣を以、此度相改之申渡候間、領分之百姓とも此旨堅可相守、若於相背者、必其科急度可申付者也

元文三戊午年正月五日（印）

さて、右の元文三年令は、その十年後に新たに一条加筆され、その後は同文の四一か条の定書が、領主が代替わりすることに発布された。元文令に加筆されたのは、第四条として、絹袖などの着用を制限する次の条文が入ったものであった。

一 衣服之事、絹袖類一切着用仕間敷候、但要用をも相違候程之者ハ、年頭或他所江罷越候節者、絹袖類用候儀可為勝手次第候并妻子右ニ准すへし、但代官本陳等^{（ママ）}之儀ハ、勤方之品ニより制外之事

また、先の第一四条に示された分地制限に新しく拾石を基準とする持高が明記された。ここでは、次のように改められている。

一 百姓子共多く持候者、惣領之外二男三男迄茂田畑分譲り候へハ、末々水吞百姓ニ罷成可申候間、拾石以下之持高分遣候儀堅仕間敷候、拾石以上之持高ハ其高相応に分遣候儀者可為勝手次第事

右のように、膳所領においては延享五年六月一日に発布された四一か条の定書が、その後も若干の字句の相違はあるものの新たに条文を加筆

することなく発布された。そこには、領主側において社会情勢、あるいは領内村々の変容について積極的に対処しようという姿勢を読み取ることはできない。在方支配の政策基調は、一八世紀初頭から変えていないと評価することも可能ではあるが、広域に発生した自然災害や飢饉にどのように対処したのかは不明である。それらの事象については、個別の触書などの分析が必要なのであろう。

むすびにかえて

以上、膳所領に発布された定書の伝来状況を菅浦に限定して史料翻刻を兼ねて検討してきた。少なくともこれらの史料が代官である菅浦家と庄屋の引き継ぎ文書として遺されたものであることは、間違いないであろう。しかし、我々が「菅浦共有文書」として整理している文書群は、近世から現代に至る菅浦村のなかでどのように作成され、どのように受け継がれてきたのかについては、現在も菅浦区に伝来している史料群の調査とそれらの伝来の状態を検討し、あらためて「菅浦共有文書」と付き合わせてみる作業が必要なのであろう。

本稿で検討した定書の伝来状況は、近世菅浦村における行政・村政のあり方を解明するうえで一つの試みでしかない。中世期における菅浦惣は東村・西村とわかれて村政が運営されていた。そのような一つの集村でありながら二つの村行政が遂行される形態は、近世においても存続したし、現在においても類似した形で実施されている。そのことを強調するならば、村内における自治的な運営は継続したと評価することはできよう。

しかしながら、近世期においては、膳所領の村請村落としては一村として把握されていた。免状の宛先は、あくまでも菅浦村の庄屋・小百姓中なのであって、当時も称された東村・西村宛に出されることはなかった。その一方で、村人たちは両村を併せて「菅浦物中」とも認めている¹⁵⁾。

このように、膳所領の行政村落として支配される側面と、生活村落としては東村・西村の伝統を維持することは、中世期以来、構造的には維持されたことは明らかである。しかし、遅くとも延宝九年(一六八二)には、それまで見られなかった「三拾人」役が存在するようになり、明治期には「二拾人」役に再編されたことが史料から確認できる。支配の対象としての菅浦村に、村内独自の自治的組織が存在することは領主側も地域慣習として容認していたことが明らかにされている¹⁷⁾。

菅浦村の歴史を解明していくうえでは、一方で中世以来の生活村落としての慣習の変化を明らかにする一方で、唯一の領主である膳所藩本多家に年貢を上納しなければならないという行政村落の内実を明らかにする必要がある。そのためにも、本稿はこれまで研究史において全文が翻刻されていなかった「定」に限って、菅浦に伝来した史料の紹介を行ったが、この定書に記された条文が菅浦村にいかなる刻印を与えたかの解明は、今後の課題である。

(付記)

本稿は、科学研究費助成事業「中・近世「菅浦文書」の総合的調査・公開と共同研究―中・近世村落像の再検討―」(課題番号二四三二〇一二七)の成果の一部である。

注

(1) 科学研究費助成事業遂行過程における、文献調査の結果による。これらの調査にあたっては研究協力者である松井直人・竹内光久・大河内勇介氏等の功績が大である。

(2) 代表的なものとして、原田敏丸「近世村落の基礎構造―近江国浅井郡菅浦村について―」、同「村落自治の伝統とその変質―近江国浅井郡菅浦村について―」(いずれも同氏「近世村落の経済と社会」所収、山川出版社、一九八三年)、岸妙子「近江湖岸村落領域についての一史論―近世菅浦村研究の課題と展望―」(「京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編」一〇号、二〇〇二年)、同「近世菅浦村における地先支配―寛保三年地先争論を中心に―」(「史窓」六一号、二〇〇四年)、青柳周一「菅浦村の寛保三年争論関連史料」(滋賀大学経済学部附属史料館「研究紀要」四六号、二〇一三年)などがある。

(3) 「新修大津市史3 近世前期」三二七頁、大津市役所、一九八〇年。

(4) 「同右」三二七―三三〇頁参照。

(5) なお、ここで菅浦村に見当たらないと記すのは、滋賀大学経済学部附属史料館が収蔵する「菅浦共有文書」には存在しないという意味である。この点に関しては後述する。

(6) 同右附属史料館所蔵「菅浦家文書」近世20。

(7) 「菅浦共有文書」917。

(8) 滋賀大学経済学部附属史料館寄託「菅浦文書」四五一。

(9) 「菅浦家文書」近世32。

(10) 「菅浦家文書」近世15。

(11) 「菅浦家文書」近世7・8・177・186。

(12) 安永七年八月十五日付けで発布された定書を写した史料の奥書には、「御条目之趣御読聞被成急度相守候様被仰付奉畏候、尤右御定目御写被成、村々江御渡し被下候間、毎年幾度奉拝見、急度相守可申候(下略)」と記し、菅浦村庄屋・肝煎・組頭・五人組頭らが連署して「御代官様」へ差し出している。これが菅浦家に伝来していることから、定書の伝達方法や村での対処の一端が窺える(「菅浦家文書」近世13、参照)。

- (13) なお、前述の第三巻で「弁物」とされた字句は、本巻では「升物」と修正されているが、年貢米と限定する点は変わらない（『新修大津市史4 近世後期』六三頁、一九八一年）。
- (14) 「菅浦家文書」近世322。
(留)
- (15) たとえば、享和元年二月には「菅浦惣中 古来有来通富」と表紙に記した、東村・西村の境や村政運営にかかる仕来りをまとめた冊子が作成されている（『菅浦共有文書』近世816）。それによれば、庄屋役が東村ならば肝煎は西村が勤め、大組頭は両村に一名づつ置くことになっている。
- (16) 「菅浦共有文書」近世60・61、「菅浦西村文書（阿弥陀寺保管分）」30など。
- (17) 前掲岸妙子「近世菅浦村における地先支配―寛保三年地先争論を中心に―」、青柳周一「菅浦村の寛保三年争論関連史料」参照。
 また、享保三年（一七一八）七月〜同六年十二月晦日まで記された阿弥陀寺二三代住持宅円の日記は、当時の菅浦村における諸行事や村内組織に関する情報を伝えており、参照されるべき文献といえる（堀大慈「江州浅井郡菅浦阿弥陀寺所蔵『日鑑』（上）（下）」、『史窗』三七号、三八号、一九八〇年）。